

ごろを終了めどとして作業を進めていますが、降雪状況によっては昼夜を問わず作業します。また、除雪作業の際には、雪の集積場所として空き地や広場を一時的に借りる場合がありますのでご理解とご協力をお願いします。

私道、特に住宅に接する生活道路、小路や集落間の連絡道路など

ごろを終了めどとして作業を進めていますが、降雪状況によっては昼夜を問わず作業します。また、除雪作業の際には、雪の集積場所として空き地や広場を一時的に借りる場合がありますのでご理解とご協力をお願いします。

もできる限り除雪します。しかし、中には除雪車が入るだけの幅員がない道路や、幅員があつても除雪した雪を集積する空き地や広場がなく、作業が困難なためやむを得ず除雪を見合わせるところもあります。この場合は市が指定している雪捨て場を利用して自主的な排雪をお願いします。

実施日が降雪により緊急出動となつた場合は順延とします。

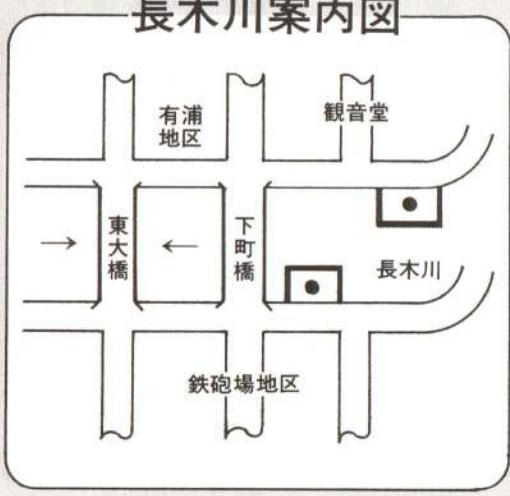
★除雪車が通った後に残った雪は、皆さんで片付けてください。お年寄りだけの家などは地域の皆さん協力して手助けしてください。お願いします。

雪捨て場3カ所

米代川案内図



長木川案内図



町内単位で全員参加型排雪を

「冬でもスマーズな交通路の確保」という主旨から、幅員の狭い市道等の排雪の要望が年々高まっています。市では「克雪」という観点からも除雪のみではなく、冬の生活環境の向上にむけ、道路の雪を対象として、町内単位の排雪を取り組む計画です（宅地内の雪は対象外）。

しかし、市単独の作業となれば時間と労力が必要となるので町内の皆さんの自主的なご協力をいただきながら排雪したいと考えています。通常の除雪をしながらのことで土・日曜日に実施する予定ですのでご相談ください（個人からの要望には応じられませんのでご了承ください）。ただし、

★木の枝、看板、自動販売機、ガーデンベランダなどは作業の支障にならないようにしてください。
★道路上に面した屋根の雪は、滑り落ちると大変危険です。雪下ろしをこまめにするなどして十分に注意してください。

市では総力をあげて除雪にあります。スマーズに除雪作業を実施できるよう、家庭や地域でも次のことにつき協力ください。



雪捨て場が一部変更となります

昨年までご利用いただいていた三カ所の雪捨て場のうち、米代川（田中橋）の箇所が、法面保護のため従来の箇所から五百メートル下流に変更となります。これにより、堤防からの直接投棄ができないなりますのでご注意ください。（箇所図参考）

また、昨年の雪捨て場の状況を見ると雪以外の物も捨てられています。捨てた本人が不法投棄で罰せられるばかりでなく、環境保護のためにも絶対やめてください。

市民の皆さんのご理解、ご協力をお願いします。

除雪についてのお問い合わせ

市道・土木課
(内線302-305)

県道・秋田県北秋田土木事務所
0186-62-3111

留守番電話
0186-62-5551

一冬の注意ポイント3-



1 車道への雪出し禁止！



2 路上駐車の禁止



3 玄関先から道路への出入口は各家庭で